

令和5年10月11日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市特別職報酬等審議会

会長 山田 健次



特別職報酬等の額について（答申）

令和5年5月25日付伊総総第35号により諮問を受けました標記の件について、別紙のとおり答申致します。

答 申 書

1 経 過

本審議會は、伊豆市特別職報酬等審議會条例（平成16年伊豆市条例第38号）第2条の規定に基づき、令和5年5月25日付伊総総第35号にて市長から次の事項について諮問を受けた。

この諮問を受けて、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額について、中立公正な立場で慎重に審議した。

2 審議結果

(1)市議会議員の議員報酬

市議会議員の議員報酬については、その総額が現行の議員報酬の予算額を超えない範囲での改定であれば適当と認める。

これについて、一例を次に示す。

【例】議員定数を現行の16人から2人減らし、14人とした場合の議員報酬の額

議 長 月額 380,000 円 (30,000 円の増額)

副議長 月額 320,000 円 (30,000 円の増額)

(常任委員会及び議会運営委員会の)

委員長 月額 300,000 円 (30,000 円の増額)

議 員 月額 290,000 円 (30,000 円の増額)

(2)市長、副市長及び教育長の給料額

市長、副市長及び教育長の給料額については、据え置くこととする。

市 長 月額 770,000 円 (据 置)

副市長 月額 650,000 円 (据 置)

教育長 月額 570,000 円 (据 置)

3 改定時期

市議会議員の議員報酬の改定は、令和6年11月1日から実施することが適当である。

4 審議の内容

平成27年10月以来、8年ぶりに本市特別職報酬等審議會を開催した。近年は、継続する新型コロナウイルス感染症の拡大、高騰する燃料費などの物価上昇の影響が出

ている中、依然として市内経済への打撃が続いている。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展など社会情勢の急速な変化、大規模化する自然災害への対応など、市民生活を守り、安全安心を確保するためにも、特別職の役割や業務量は益々大きくなっている。

(1) 市議会議員の議員報酬について

前回、平成 27 年度の審議においては、本市誕生以来、報酬の改定は未実施であったこと、それまでに議員定数の削減などの議会改革が実行されてきたことに加え、地方議員の高齢化やなり手不足が全国的な問題となっている中で、将来の本市を見据えて活発な議論がなされることを期待して、報酬額を月額 10,000 円増額することが適当であるとの答申に至ったが、市議会議員間の協議においては、政務活動費導入のタイミングと重なり、報酬額増額との両方は適用できないとの結論からその増額は見送りとなった。

今回の本審議会の開催にあたっては、伊豆市議会議会改革推進特別委員会の「伊豆市議会 議員報酬のあり方に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）に基づき、市議会議長から市長に対して議員報酬の額の改定について本審議会への諮問が依頼された。

こうした経緯を経て開催した本審議会においては、2年2カ月をかけて取りまとめられた調査報告書の検討経緯や報酬額引き上げの検討結果とその事由を踏まえ、本市、近隣市及び県内類似自治体の現状並びに財政状況などの客観的資料をもって審議を行った。

審議の中で、本審議会は議員報酬等の額について審議することを本務としている以上、議員定数に言及することはその範囲を逸脱する、また調査報告書においても議員定数と合わせた検討はされていないと認識しつつ、議員報酬改定の審議にあたっては、その総額が財政負担に直結することから報酬額と定数を切り離れた審議は困難であり、現状の人口減少や厳しい財政状況、また市民一人あたりの負担額などを考慮すると現行予算を増額する報酬額の引き上げは難しいとの結論に至った。

一方で、今後、調査報告書で言及された理由に基づき定数見直しと合わせた議員報酬改定の議論が展開されること、本市誕生から一度も改定がなされていないこと、これまでの物価上昇などの経済状況等について思料すると、一切の議員報酬引き上げを否定するものではなく、本審議会として「市議会議員の議員報酬については、その総額が現行の議員報酬の予算額を超えない範囲での改定であれば適当と認める。」ことを前提とし、一例として議員定数の減数を示す形の審議結果とした。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料額について

今回の市長、副市長及び教育長の給料については、金額等の判断資料として、近隣市及び県内類似自治体の状況、当市の一般職員の給料水準、市の財政力、市税収入額の傾向などを審議したところ、市長、副市長及び教育長の給料については、増額例も少なく、据置することを適当とした。

5 付帯意見

今回の諮問に対する審議結果は前述のとおりだが、4年に1回程度は本審議会を開催することが望ましいことを付言する。

6 開催状況

- 第1回 令和5年6月29日(木)
- 第2回 令和5年7月28日(金)
- 第3回 令和5年9月14日(木)

7 審議会委員

会 長	山 田 健 次
職務代理者	飯 田 正 志
委 員	浅 田 郁 雄
委 員	浅 田 恵 子
委 員	上 田 祥 史
委 員	岡 本 光 一 朗
委 員	勝 呂 克 彦

以上